

マキオドライビングスクール入校規則

この規則は、マキオドライビングスクール（以下「当校」という）の自動車教習所に関する営業及び事務処理等について、適正かつ円滑に行われるために必要な事項を定めるものです。

第1条 入校の失格事由等

次の各号のいずれかに該当する方は、入校できません。

- (1) 法令で定められた免許取得年齢に満たない方（但し、仮免許取得時までに年齢を満たす方を除く）
- (2) 法令で定める視力、色盲、聴力、運動能力等の障害により運転に支障がある方
- (3) 法令で定める免許の拒否・保留処分等の欠格事由に該当する方
- (4) 運転免許の取消処分者で欠格期間を修了していない方（但し、卒業日までに取消処分者講習の手続きをすること。）
- (5) 日本語を読み、理解できない方
- (6) 妊娠中の方（主治医の許可、または家族の承諾書の提出がある方を除く。）
- (7) 必要な書類が不備のため、入校手続きに支障がある方
- (8) 前第2号、第3号、第4号のいずれかに該当する方は、各都道府県の運転免許センター（運転免許試験場）における「運転適性相談」・「受験資格相談」で、当該者が該当の有無、欠格期間の終了等を確認すること。また、必要に応じ「運転経歴証明書」の発行を受け提出すること。
- (9) 暴力団関係者及び反社会勢力（企業が反社会勢力による被害を防止する指針：平成19年6月19日付犯罪対策閣僚会議幹事会申告：参照）に属している方
- (10) 入校手続きにおいて虚偽の申請をするなどし、入校後に全各号のいずれかに該当することが判明した場合には、教習の継続はできません。

第2条 教習生入校契約の成立

当校への入校契約は、入校申込書に署名捺印した時点で成立するものとします。

第3条 最短日数

運転免許の種類により卒業までの最短日数を定めていますが、この最短日数についてはあくまでも目安であり、教習の進捗状況により日数が延長する場合があります。

第4条 教習料金等

教習生の教習料金は、別紙教習料金表の通りとします。但し、通学する教習生については、別途通学免許料金表の通りとし、合宿教習生、その他オプション料金については別途オプション料金表の通りとします。

第5条 通学教習生料金等の支払い

通学教習生の料金は、原則として入校日までに全額支払うものとします。また、教習料金の支払い方法は原則として当校窓口での現金払い、または、入校日までに次の金融機関への振込みによる支払いとします。

金融機関名 鹿児島銀行 阿久根支店

口座番号 普通 250071

振込先名 有限会社 MDS（エムディエス）代表取締役 牧尾 正臣（マキオ マサオミ）

※振込手数料は、お客様負担とします。

第6条 契約の解除及び払戻し

入校後、お客様の都合により途中退校、転校される場合は、次の清算方法に基づき、当該日までの必要経費の実費と解約手数料を差引いて返金します。なお、必要経費とは、入校手数料・学科教習料金・技能教習料金・検定料金・教材費・宿泊費・食費・その他諸経費とします。

また、合宿教習生の往復の交通費は自己負担とします。

返金金額 = 受領金額 - (実費使用分 + 解約清算手数料1万円(税別))

- 2 入校前のお客様からの契約解除(未受講でのキャンセル)は、次に定めるキャンセル料の支払いにより契約を解除するものとします。
 - (1) 入校日の7日前までに、当社がキャンセルのお申し出を受けた場合には、キャンセル料のお支払いは必要ないものとします。
 - (2) 入校日の6日以内に、当社がキャンセルのお申し出を受けた場合には、1万円(税別)のキャンセル料を支払うものとします。
 - (3) 入校申込契約の解除は、入校後、前第1項により契約が解除された場合は、すでに受領している受領料金から所定のキャンセル料と振込手数料を差引き、払戻しするものとします。但し、入校日の7日前までにご連絡いただいた場合は、すでに受領している受領料金から振込手数料のみを差引き、払戻しをするものとします。
 - (4) 配車予約のキャンセルについては、当日キャンセルした場合は、キャンセル料として技能教習1時間当たりの教習料金相当額を支払うものとします。

第7条 教習生の義務及び責務

教習生は、入校後第10条に規定する当校の遵守事項に従う義務及び責務を負うものとします。

第8条 退校処分等

教習生の故意または過失、法令及び公序良俗に反する行為、並びに第10条に規定する遵守事項を守らないことにより、他の教習生及び当社が損害を受け、または損害を受ける恐れがある場合は退校処分とします。その場合の返還金額は、第6条の規定に準ずるものとします。また、当該教習生の不正行為により損害が発生した場合は、損害賠償を請求する場合があります。

第9条 当校の免責事項

教習生が、次の各号に掲げる事由等により損害を被った場合は、当校は責任を負わないものとします。

- (1) 天災事変、コロナウイルス等の感染症、官公庁の命令、その他当校の責めに帰することのできない事由により生じた教習の変更、若しくは教習の中止
- (2) 教習の課程における校内教習及び路上教習において、教習生の不注意により発生した事故、または、相手の不注意により発生した事故に係る損害
- (3) 入校申込書等に虚偽の記載をした場合は、当該記載をしたことにより生ずる損害
- (4) 教習生の卒業及び免許取得を保証するものではなく、卒業及び免許取得ができないことにより生ずる損害
- (5) 貴重品は自己管理に努めるものとし、盗難、紛失に係る損害
- (6) 教習中以外(自由行動中を含む。)に発生した事件・事故に係る損害
- (7) 疾病・食中毒
- (8) その他、当校の責めに帰することのできない事由によって、教習生に損害が発生した場合

第10条 教習生の遵守事項

教習生は次の各号に掲げる事項を遵守しなければなりません。

- (1) 教習時間を厳守(授業開始に遅れると、教習は受講できません)すること
なお、教習時間に遅刻した場合は、教習が受けられないことから卒業予定日が最低2日または、3日延長することから、所定のキャンセル料等が必要となります。
 - (2) 人声、楽器、ラジオ等の音を異常に大きくして、静穏を害し他人に迷惑を及ぼさないこと
 - (3) いかなる暴力行為(暴言を含む)も犯さないこと
 - (4) 大声で騒いだり、粗野または乱暴な言動等で他人に迷惑を及ぼさないこと
 - (5) マキオドライビングスクール宿泊規約に従うこと
- 2 前項各号に違反した場合は、退校処分とします。

第11条 個人情報の取扱い

当該の個人情報の取扱いについては、教習所事業者個人情報保護規程に基づくものとします。